

通訳を介した法廷談話実践を通して構築される アイデンティティ: 社会言語学的考察

通訳翻訳研究所研究員

立教大学大学院異文化コミュニケーション研究科

吉田 理加

Resumen

En este trabajo se analizan las prácticas discursivas mediadas por una intérprete de español-japonés en un juicio penal desde la perspectiva de la estandarización creciente en las traducciones (Toury, 1995) así como del *footing* (Goffman, 1981), del marco de participación, de las funciones referenciales y de la indexicalidad social del lenguaje (Silverstein, 1976a, 1976b) y de la ideología lingüística (Silverstein, 1979; Koyama, 2011). La lengua tiene dos funciones básicas, la función referencial y la función de la indexicalidad social que indiza la identidad del hablante así como la relación de poder y de la familiaridad de los hablantes y los participantes en la interacción. Así mismo en el evento de habla no solamente se transmite la información sino también se realiza alguna acción a través del lenguaje. De igual manera las actividades de interpretación no solamente transmiten los significados referenciales traduciéndolos a la otra lengua, sino que, al interpretarlo, la intérprete no puede evitar la coocurrencia de varios otros significados generados por la función de la indización social de la lengua, tales como indizar la identidad del intérprete y del hablante del texto origen, entre otros. No obstante, nosotros los usuarios de la lengua no solemos ser conscientes de la función de la indización social de la lengua y la función referencial acapara nuestra atención consciente, y a través de fusionar las teorías y los conocimientos de los estudios de la traducción e interpretación junto con los de la antropología lingüística analizando los discursos, se logra revelar la función de la indexicalidad social que afecta también a la comprensión de la interacción en el juicio mediado por la intérprete.

1. はじめに

本稿は、スペイン語通訳人を介した裁判員裁判において、参加者のアイデンティティが通訳(翻訳)を介した談話によって構築される様子に焦点をあて、翻訳における標準化進行の法則(Toury, 1995)、言語の言及指示機能と社会指標機能、言語イデオロギー(Silverstein, 1979,; 小山, 2011)、参与枠組みとフットイング(Goffman, 1981)などを研究の枠組みとして分析する。言語には何かについて述べたり情報を伝えたりする言及指示の機能だけではなく、行為がなされたり、コミュニケーション参加者たちのアイデンティティを指標したり、彼ら同士を結び付けたり、疎遠にしたりするなど様々な機能があり、通訳行為もまた同様に他の言語に変換して情報を伝えるだけではなく、原発話者や通訳人自身のアイデンティティを指標する側面がある。しかしながら、我々の意識は言及指示機能に焦点化しがちで、通訳を含む、様々な談話実践のありさまを正確に認識していない現状について考察する。

2. 理論的枠組みと法廷通訳研究

2.1 翻訳における標準化進行の法則 (Toury, 1995)

翻訳における法則の1つに Toury(1995)が標準化進行の法則と呼ぶものがある。翻訳における標準化進行の法則とは、翻訳においては起点テキストの文体が目標テキストにおいて最も馴染みがあり自然な文体にとってかわられる傾向のことを指している。換言すると、目標言語において標準的で一般的な文体や表現が用いられる傾向があるということである。Baker(1996, pp. 176-7)も、「正常化/保守化(normalization / conservatism)」という用語を用いて、起点言語が不完全な文や非文法的な表現で構成されていても、訳出された目標言語では完全に文法的に正しい文体が用いられる傾向を翻訳の普遍的特性の1つに挙げている。さらに、ベルマン(2008)が同定した翻訳における 12 の歪曲傾向にも、起点言語テキストに存在した地域の話し言葉等が翻訳では(標準語化され)消滅したり、社会方言や個人方言[idiolect]などの多くの言語変種が翻訳では消え去ってしまったりする傾向が指摘されている。

これらの翻訳において観察される特徴は、本論で取り上げる目標テキストにおいてもみられる特徴であり、本稿 2.3 で説明する言語イデオロギーによって媒介されたものでもあることを本論で考察する。

2.2 言及指示機能と社会指標機能

言語には、言及対象を指示したり、命題を述定したりする言及指示機能と、アイデンティティや権力関係、親疎関係などを指標する社会指標機能(非言及指示機能)があり、特定のコンテキストにおいて言語使用/コミュニケーションがなされる際にこれらの 2 つの機能が作用し、「語られたこと」(言及指示)のテキストだけではなく、「なされたこと」(社会指標/相互行為)のテキストも生起する(Silverstein, 1976a, 1976b)。裁判において、同じ内容の供述をした場合でも、話し手によって、信頼性・説得力があるという印象を聞き手に与えたり、逆に、信頼できないという印象を与えたりするのは、「話されたこと」(言及指示)の意味を伝達すると同時に、

「話す」という言語使用／語用のスタイル等(話し方や言葉遣いなど)を通して社会指標的意味(「なされたこと」)が喚起されるからである¹。例えば、「反省している」と述べた場合、丁寧な言い方で述べた場合の方が「反省している」という「態度」(相互行為テキスト)が示され、「反省している」という言及指示テキストの信びよう性が高いと解釈される傾向がある。また、丁寧な話し方が、話し手の人となりとなり丁寧な人物として指標する(社会指標テキスト)という具合である。つまり、裁判においては(他のコミュニケーションと同様に)、「語られたこと」(言及指示テキスト)よりも「どのように語られたか」(社会指標的／相互行為テキスト)が実は心証形成に大きな影響を与えることが示されている(Berk-Seligson, 2002[1990]; Eades, 2008; Hale, 1997, 2002, 2004; 吉田, 2007, 2008, 2014)。通訳を介した裁判においては通訳人の通訳の仕方、つまり通訳人の発話スタイルが、被告人のアイデンティティなどを指標することになる点にも留意する必要がある。

本論では次項以降で説明する言語イデオロギー並びにフットイングの概念と組み合わせて、概して我々の意識に上りにくいとされている社会指標機能によって指標される話し手／書き手のアイデンティティが、法廷談話の意味の解釈に重要な影響を与えていることを分析し、考察する。そして、いかに人々の意識が、特に通訳人の訳出に関する人々の意識が、言及指示機能に焦点化しているか、またそのような意識が引き起こす影響についても論じる。

2.3 言語イデオロギーと法廷通訳

本論では「イデオロギー」という用語を、コミュニケーション出来事や、通訳、言語、言語使用などに対する社会・歴史・文化・慣習的に構築された人々の考え、みなし方、態度、姿勢のことで定義して用いる(cf. Blommaert, 2005, p. 24)。そして、言語イデオロギーとは、言語使用者たちによって誤って知覚された言語の構造や使用に対してなされた合理化や正当化に関する一連の信条のことである(Silverstein, 1979, p. 193)。小山(2011, p. 4)の定義を引用すると、「言葉について我々が意識化していること、つまり、言葉について我々が考えていることを称して『言語イデオロギー』(linguistic ideology; language ideology)と呼ぶ」ということになる。言語イデオロギーという概念は、ミクロな相互行為をマクロな制度・社会・文化的慣習／規範と関連付けて考察することを可能にする重要な概念として位置付けられている(cf. Kroskrity, 2000; Mertz, 1994, ; Schieffelin, Woolard & Kroskrity, 1998; Silverstein, 1979, 1993, 2003)。

Silverstein(1981/2001)は、我々言語使用者の意識に上りやすい言語や言語使用の特徴とは、(社会指標的・相互行為的な側面ではなく)言及指示的で、単語や語彙などの分節可能なユニットとして表層に現れるもので、そしてコミュニケーションにおいて前提可能性の高い

¹ O'Barr & Atkins (1980/2011) は、法廷での証言や供述が真実であると信頼されやすいスタイルの特徴をパワフル・スピーチ・スタイルと呼び、信頼されにくい話し方をパワレス・スピーチ・スタイルと呼んだ。パワレス・スピーチ・スタイルは、その昔 Lakoff (1975) が女性の特徴的な話し方と定義した特徴を多く有していた。

ユニットであるとしている²。換言すると、言語イデオロギーの 1 つの特徴として、言語の言及指示的機能に焦点化した言語イデオロギーが優勢であることを指摘している。例えば、法廷通訳研究で Hale & Gibbons (1999) が指摘しているように、通訳の訳出において、通訳者が語られた内容(言及指示テキスト)のみを訳出し、それ以外の相互行為、社会指標的機能に関わる要素を訳出しないという傾向がみられるのは、言及指示的なものが意識に上りやすいというコミュニケーション観(イデオロギー)の反映であろう。同様に、法廷通訳人が透明な「導管」にみ立てられ、A 言語の「メッセージ」を B 言語にそのまま訳出し、伝達することが可能であるとみなす「導管メタファー」的通訳観・コミュニケーション観 (Reddy, 1979) である「導管イデオロギー」(吉田, 2007a)においても、言語の言及指示的側面のみ意識が集中し、コンテキストやメタ語用過程が捨象されがちである。これも、Silverstein (1981/2001) が指摘するところの言語意識の傾向の現れであると言えるだろう。

ここで、言語イデオロギーと通訳を介した法廷談話研究の事例をあげておく。米国のスペイン語通訳を介した法廷における言語イデオロギーを分析した言語人類学者でミシュテカ語の言語鑑定人をつとめるハビランドの論考である。Haviland (2003) は、キューバのスペイン語を話す通訳人が任命された裁判の被告人はメキシコのオアハカ州出身のミシュテカ語話者であったことや、その裁判におけるやりとりの分析から法廷における支配的な言語イデオロギーを 3 つ同定した。1 つ目は、裁判官が通訳人に一語一句逐次通訳するように指示したことに典型的に表れている「言及指示的透明性の言語イデオロギー」である。換言すると、語られたことの命題内容を分節化して正確に取り出し、外国語にそのまま置き換えて 1 対 1 対応の逐語訳が可能であるという言語の言及指示機能に焦点化された言語イデオロギーである。2 つ目は、通訳を介して証言する者を、「普通(無標)の言語」である「英語」が話せない「ハンディキャップを背負った者(=欠格者)」とみなし、有標化する言語イデオロギーである。3 つ目が(英語)標準語イデオロギーである。英語が標準語であり、すべての言語の中で最上位に位置づけられる言語であるという米国の法廷で共有されている暗黙の了解である。これらの 3 種類の言語イデオロギーが法廷参与者間で共有されている。非英語話者が法廷において通訳を介して供述することは当然の権利として認められているにもかかわらず、実際には、陪審員や裁判官などの法廷参与者は、標準的な言語である英語を話さない被告人が何らかの欠陥を有しているという考えに依拠して、法廷でのやりとりが解釈されていた様子を記述している。さらに Conley & O'Barr (2005 [1998], p. 153) は、これらの 3 つの言語イデオロギーに加えて、国家と国の言語を同一視して階層化する「国語イデオロギー」がさらに存在することを指摘し、ミシュテカ語話者の被告人であったにもかかわらず、スペイン語の通訳人が任命されたのは、被告人がメキシコ国籍であったため、メキシコという国の公用語であるスペイン語の通訳人が任命されたのだと説明できるとしている。

² 意識に上りやすい言語使用の特徴については吉田 (2014) も参照願いたい。

2.4 参与枠組みとフットイング (Goffman, 1981)

Goffman (1981, p. 3) は、「言葉が発せられたとき、それが聞こえる範囲内に居合わせた人々はその出来事に対してなんらかの参与ステータスを有している」と述べ、相互行為の参与者を「話し手」と「聞き手」に限る従来の認識に異を唱え、「話し手」と「聞き手」以外のその場に居合わせた人々もそこで展開する相互行為の「参与者」であるとの認識を提示した。つまり、Goffman (1981) が唱える参与枠組みとは、「話しかけられている聞き手 [addressed hearer]」に加え、「話しかけられていない聞き手 [unaddressed hearer]」や、その場にたまたま居合わせたものや盗み聞きする者 [eavesdropper] など、傍観者 [bystander] を含め、より広いコンテキストを有する「社会的状況の場 [social situation]」に焦点を移行させたものである。

法廷において、証人尋問や被告人質問では、質問者である弁護人や検察官が被告人や証人に質問をするのだが、法廷にいる裁判官や裁判員は、「話しかけられていない聞き手 [unaddressed hearer]」であるが、これらのやりとりを聞いて得た情報や心証を基に、「判決」という結論を決める存在である。よって、ゴフマンの参与枠組みを当てはめて考えると、法廷に居合わせるすべての人々が、発話の宛先人にならずとも、法廷という場でその存在を是認された重要な参与者であるということになる。「話しかけられていない聞き手 [unaddressed hearer]」の立ち位置を表すために、本稿ではゴフマンの用語に加えて、Bell (1984, p. 159) の「オーディター」[auditor] (是認された聞き手であるが発話の宛先人ではない) という用語を用いる。

Goffman (1981) は話し手の特徴を多層的に捉え、「発話フォーマット [production format]」という枠組みで、他人のメッセージをそのとおりにリレーする「発声体 [animator]」、言語形式を決定する責任を負う「作者 [author]」、発話の内容に同意し、その責任を負う発話主体である「本人 [principal]」の 3 つの異なる階層に話し手を分類した。通訳研究においても Goffman (1981) のフットイングの概念を援用し、常に「発声体」であるかのように捉えられている通訳者が、訳語の選択を行うという点では常に「作者」としての責任を有する側面があることや、時には「本人」のフットイングにシフトすることもあり、実際の相互行為においてはダイナミックにフットイングをシフトし、談話の進行とともに異なる役割(責任)を担っている様子を分析した研究が少なくない (cf. Leung & Gibbons, 2008; Roy, 2000; 瀧本, 2007; Wadensjö, 1998; 吉田, 2008)。

3. 法廷談話分析

本節では、日本の地方裁判所で行われたスペイン語通訳を介した裁判員裁判でのやりとりを傍聴席から筆記したデータからいくつかの箇所を取り上げ分析し、考察する。

まず法廷談話データの収集方法と裁判の概略を説明する。本稿で対象とするデータは、スペイン語法廷通訳を介して行われた裁判員裁判を、筆者を含む 6 名で傍聴席から日本語とス

ペイン語に分かれて担当し、それぞれが書き取ったものを各記録者が書き起こし、それを筆者がまとめたものである³。

当裁判員裁判は、スペイン語話者の被告人が、本国から南アフリカを経由して来日した際に荷物の中に覚せい剤が入っているのが発見され、覚せい剤取締法違反、関税法違反で起訴された事件である。被告人は、本国でポルトガル語が公用語の国出身の N と知り合い、N が南アフリカのヨハネスブルグを経由して東京に行くというルートで被告人のために航空券を手配した。経由先のヨハネスブルグで被告人は数日間観光目的で滞在し、N から紹介された T の案内で観光やショッピングをしたという。被告人は、自分の荷物の中に覚せい剤が入っていることは知らないと主張し、無罪であることを主張した。他方、検察官は被告人が N と T と共謀の上、覚せい剤を営利目的で密輸入したと主張していた。

3.1 標準化進行の法則(Toury, 1995)と言語イデオロギー⁴

本項と次項では、ポルトガル語の影響がみられるスペイン語らしき言語で書かれていたメッセージが、標準日本語に翻訳されたことにより、元のテキスト(起点テキスト)が有していた社会指標的意味が失われてしまった事例をとりあげ、分析・考察する。

裁判員裁判の初日に検察官が共犯者だとする N から被告人の携帯電話に送られたメッセージが書証の 1 つとして取り調べられ、3 日目の弁護人の被告人質問で引用された。裁判で提示されたメッセージの原文(起点テキスト)とその日本語訳(目標テキスト)を下に抜粋 1、抜粋 2 として示す。抜粋 2 の起点テキストは、スペイン語の正書法や統語からの逸脱がみられるテキストであったが、抜粋 1 に示す目標テキストである日本語訳では、標準日本語で訳出されている者である。ここにも、Toury (1995) がいうところの翻訳における標準化進行の法則に準じた特徴がみてとれることを確認する。

【抜粋 1: 目標テキスト】

日本についたら忘れずに私に電話して。ホテル代を聞いて、1 万 5500 ドルを受け取る。まず私に忘れずに電話して。

上の【抜粋 1】のメッセージは、検察官が書証として提出した証拠の 1 つであり、N が被告人の携帯電話に送ったメッセージの日本語訳⁵である。法廷内のモニタースクリーンにスペイン

³ 2009 年に実施された裁判員裁判で、科研費(課題番号: 21200046)(代表者: 堀田秀吾)における裁判員裁判のデータ収集の一環として協力し、許可を得てその一部を使用しているものである。

⁴ 本項の内容は“*I Congreso internacional de Traducción y sostenibilidad cultural: Sustrato, fundamentos y aplicaciones*”にて口頭発表した内容を基に加筆修正したものである。

⁵ このメッセージは裁判の時点では既に日本語に翻訳されており、翻訳者は不明であるが、法廷通訳人が翻訳したのではないことは明らかである。

語原文とともに映写され、更に検察官によって読み上げられた。次に、原文(起点テキスト)を抜粋 2 に示す。

【抜粋 2: 起点テキスト】

Hola no te olvides de me llamar quando llegues a japon, e pregunta por dinero por causa do hotel, e tu va recibir 15500 dolares no t olvides llamame primero.
[やあ。日本に着いたら私に電話をするのを忘れないで。そして、ホテル代を聞いて、君は 15500 ドルを受け取る。忘れないで。まず私に電話して。]

【抜粋 2】に示したのは原文(起点テキスト)のメッセージであるが、標準的なスペイン語の統語・正書法から逸脱した特徴が見られる。たとえば、“no te olvides de me llamar”[私に電話をするのを忘れないで]は、標準スペイン語では“no te olvides de llamarme”と“me”が不定詞の“llamar”の後に続けて表記される。さらに、“quando”[～たとき]は“cuando”が正書法で正しいとされている綴りである。そして、“japon”[日本]は“Japón”が正しい表記とされており、“e pregunta por dinero por causa do hotel”[そして、ホテル代を聞いてください]はポルトガル語の“do”が使われておりポルトガル語からの転移がみられ、“y pregunta por el coste del hotel”が標準スペイン語らしい表現である。“e tu va recibir”[そして君は受け取る]は、“y tú vas a recibir”が正しい。そして、最後の“no t olvides llamame primero”は、“t”を“te”〈再帰代名詞 2 人称単数形〉と綴るのが正しい。“llamame primero”はその前の文に終止符を打ち、“Llámame primero.”[まず私に電話して]というように独立した文だと捉えられる。このように、このメッセージの原文である起点テキストは標準的なスペイン語の統語・正字法とはかなり異なり、ポルトガル語の前置詞“do”や“e”が混入しており、ポルトガル語からの転移の影響がみられる。このメッセージを送った N は、被告人の法廷での証言によるとポルトガル語を公用語の 1 つとするアフリカの国の出身であり、N がポルトガル語母語話者であるため、スペイン語のメッセージにポルトガル語の干渉がみてとれるということが考えられる。また、携帯電話から送信したメッセージであるため、文字を入力する際にスペルミスが頻発した可能性もある。

抜粋 1 と 2 で示した起点テキストと目標テキストを比較・対照してみると、目標テキストでは標準日本語が用いられた翻訳がなされており、標準化進行の法則に準じた傾向がみてとれる。起点テキストにおける「言われたこと」の次元に該当する言及指示テキストは目標テキストにおいてもほぼ同一の意味が保持され訳出されている。他方、社会指標的テキストに着目すると、起点テキストでは、このメッセージの書き手のアイデンティティが社会指標的機能によって、ポルトガル語話者、スペイン語非母語話者などというように指標されていたのだが、目標テキストではそれらの社会指標的テキストは抹消されている。つまり、起点テキスト(メッセージの原文)を読むと、このメールを書いた人物がスペイン語の母語話者ではないこと、ポルトガル語の影

響が強くみられることから、おそらくポルトガル語、またはポルトガル語の特徴を有する言語の話者であること等を察することができる。これは、言語の社会指標性によって、メールの書き手のアイデンティティが指標される作用があるためである。よって起点テキストを読んだ者は、書き手のアイデンティティを察した結果、場合によっては、国際的な薬物密輸組織が関与しているのではないかという疑念を抱くに至るかもしれない。しかし、目標テキスト(裁判で証拠として提出された日本語訳)はきれいな日本語標準語に訳出されており、起点テキストが有していた社会指標性は抹消されてしまっている。その結果、目標テキスト(日本語訳)の読み手は、起点テキストの書き手に関して起点テキストの読み手が抱くものとは異なるアイデンティティを構築、想像することになるだろう。そもそも起点テキストがポルトガル語の影響を受けたスペイン語で書かれていることも日本語訳の読み手には伝わらない。

この事例では、メッセージの書き手のアイデンティティを指標する社会指標性が保持されずに翻訳されていた。換言すると、起点テキストの言及指示テキストに焦点化した翻訳がなされており、言及指示機能に焦点化した言語イデオロギーが背後にあると思われる。翻訳研究において、方言の翻訳の困難について指摘されているが、混淆的に複数言語の影響がみられる原文の社会指標性を維持した翻訳も困難であり、同様に訳出が標準語化されてしまう現象が生じている。この翻訳文も同様で、原文の言及指示内容(言及指示テキスト)と思われるものが日本語標準語に訳出され、原文が有する社会指標性(相互行為テキスト)は翻訳文では抹消されており、このような翻訳は言及指示機能中心主義的イデオロギーに媒介された営為であると言える。

本来、言語というものは連続体をなしており、2つの言語の間に明白な境界線を引き、ここまでは〇〇語、ここからは××語のように分けることができないものである(cf. 小山, 2012)。しかし、裁判所で法廷通訳人は「〇〇語の通訳人」として任命される。その背後には、あたかも言語が個別化可能であるかのように捉える単一言語主義的イデオロギーが存在すると思われる。つまり、単一言語話者とされる話し手であれども、一般的な言語使用者は誰でも、個人語、地域・社会・個人方言、職業語など、様々な言語変種を用いるのが通常であり、単一言語のみを使用することは理論的に不可能であるのだが、この点は意識されていないか、誤認されている。上で見たようなポルトガル語の干渉がみられるスペイン語のメッセージのように複数の言語的特徴を有するメッセージや発話が生起することは想定されていないであろうと思われる。よって、被告人がスペイン語圏出身者でスペイン語話者であるため、スペイン語を理解しない裁判官や裁判員は、当該メッセージの起点テキストはスペイン語で書かれていたと認識していたと思われる。

本項では、標準化進行の法則とは、言及指示テキストに焦点化した翻訳がなされる傾向を伴い、起点テキストの社会指標性の喪失を引き起こすこと、更には、法廷では言及指示機能中心主義的イデオロギーや単一言語主義的イデオロギーが存在することが示唆された。次項では、通訳人のフッティングを分析する。

3.2 通訳人のフッティングのシフト

本項では、弁護人が被告人にスペイン語通訳人を介して質問する被告人質問で、上に引用した共犯者とされる N が被告人に送ったメッセージが引用されている箇所を【抜粋 3】に示し、通訳人のフッティングに着目する。通訳人が「発声体」のフッティングをとり、訳出に従事したことにより、前項で同定した法廷で支配的な単一言語主義的イデオロギーや言及指示機能中心主義的イデオロギーの強化に、通訳人も共謀的に加担する結果となってしまった談話実践を考察する。

【抜粋 3】被告人質問 弁護人主質問

L: 弁護人、I: 通訳人

転記コード 「:」は引き延ばした音の 1 拍分を示す、[]内の訳は筆者による。

- 1 L: 次は同じ報告書の 8 番目のメールを見せます。
- 2 I: *Voy a enseñar el mail 8 del mismo informe.* [同じ報告書の 8 のメールを見せます。]
- 3 L: え:::この訳は「日本についたら忘れずに私に電話して。ホテル代を聞いて、1 万 5500 ドルを受け取る。まず私に忘れずに電話して」というものです。
- 4 I: 原文でいいですか？
- 5 I: “*Hola no te olvides de me llamar quando llegues a japon, e pregunta por dinero por causa do hotel, e tu va recibir 15500 dolares no t olvides llamame primero.*” {「やあ。日本に着いたら私に電話をするのを忘れないで。そして、ホテル代を聞いて、君は 15500 ドルを受け取る。忘れないで。まず私に電話して。」}

この 4I で通訳人が「原文でいいですか？」と発話している箇所に注目する。これは、3L の弁護人の発話をスペイン語に通訳する場面で、通訳人が裁判官に向けて確認のために発した発話である。弁護人が書証として検察官から提出された「8 のメール」(日本語訳)をそのまま読み上げたので、通訳の際もメールの原文をそのまま読み上げる許可を求めた発話である。その後、裁判官の表情から許可が承認されたと理解し、5I で通訳人はスペイン語への訳出を開始し、メールに関しては原文をそのまま読み上げている。4I から 5I にかけての通訳人のフ

フッティングがどのようにシフトしているかを見てみると、4I では通訳人自身が自分の言葉で発話しており、フッティングは「本人(プリンシパル)」になっている。そして 5I で、メール原文をそのまま読み上げており「発声体(アニメーター)」のフッティングにシフトしている。通訳人が「本人」のフッティングを取った場合、他の参加者の発話を訳出するのではなく、通訳人自身が参加者として発話することになり、通訳人の発話はスペイン語に訳出されてない。つまり、スペイン語話者の被告人は、ターン 4 の通訳人の発話がスペイン語のメール原文をそのまま読み上げるための許可を求めた発話であることは理解できていない可能性が高い。そして、「発声体」のフッティングを取っている間は、通訳人は訳出における語彙や文体、表現などを選択・決定する「作者」としての作業はしていないことがわかる。

前項で見たように、起点テキストはポルトガル語の影響がみられる非標準的なスペイン語で書かれていたが、書証として提出された目標テキストは、日本語標準語に訳出されていたものであり起点テキストに見られた混淆的言語使用の社会指標性は抹消されていた。4I で通訳人が「原文でいいですか」と許可をとる発話をしていることから、通訳人自身が書証として提出されている日本語訳と原文の間には、社会指標テキストにおける等価性が欠如していることを意識していた可能性が窺える。そして、通訳人が、既に存在する起点テキストを目標テキストの「訳」として読み上げるという行為は、法廷において証拠として提出された「翻訳」が「原文」と等価であることが再帰的に指標され、かつ法廷で認証されるという効果も生み出されている。つまり、通訳人が「発声体」となることは、裁判以前になされた日本語標準語への翻訳が原文の混淆的言語使用の社会指標性を抹消している事実を隠蔽する一助となってしまっていると捉えることもできる。なぜならば、通訳人は、弁護人が引用した標準日本語の翻訳文を標準スペイン語にバックトランスレーションをして通訳することもできたからである。そうすると、被告人はどのように日本語に翻訳されているのかを知ることができ、原文の混淆的言語使用という社会指標的特徴が抹消されていることに気づいたかもしれない。しかしながら、標準日本語の翻訳文は証拠として検察・弁護側双方が同意して証拠として提出されているため、原文との同一性が認められている。通訳人がバックトランスレーションを施さず、メール原文を読み上げるという行為は通訳人が誤訳であると批判されることを回避するためのリスク回避の方略でもありと考えられるであろう。その結果、ポルトガル語の影響がみられる非標準的なスペイン語原文を通訳人が 5I で読み上げることは、翻訳が言及指示指標中心的イデオロギーの下、言及指示テキストに焦点化されたものであることに、他の参加者の注意を向ける機会を消失させることにつながっていると言えるだろう。法廷においては、「どのように話したか」(社会指標性・相互行為テキスト)が「言われたこと」(言及指示テキスト)と同様に、あるいはそれ以上に重要であるにもかかわらず、前者は意識に上りにくいため、そして、法廷においては言及指示イデオロギーが支配的なため、捨象されがちであり、通訳・翻訳行為においてはこの傾向が露骨に現れていることが看取される。また、この事例にも、通訳人が法廷における言及指示指標中心的イデオロギーを共有していることの現れをみることができるであろう。そして、その結果、法廷で支配的

な標準語中心主義的言語イデオロギーや単一言語使用イデオロギーの強化に無意識的に貢献してしまっている可能性が排除できないだろう。

3.3 通訳人のアイデンティティ

さて、ここでは通訳人が「本人(プリンシパル)」のフットイングにシフトし、訳出する前に確認のために聞き返しを行っている箇所を取り上げる。税関職員が証人として出廷し、証人尋問が行われている場面である。質問者は弁護人であり、日本語で質問し、証人が日本語で答え、通訳人が問いと答えをセットでスペイン語に訳出している。「聞き返し」という行為は、言及指示テキストの内容を確認する行為であるが、同時に生起する相互行為テキストでは、専門知識を有するプロフェッショナルな通訳人のアイデンティティが指標されている場面である。該当するやりとりを【抜粋 4】に示す。

【抜粋 4】日本語話者証人への通訳人 I の聞き返し

L: 弁護人、W: 証人(税関職員)、I: 通訳人、[]内の日本語訳は筆者による。

- 1 L: えっと、何人いましたか？
- 2 W: そうですね。まず、私が検査をし始めた後ろに、立哨していた機動班の人が最初は 2 人くらいいたと思います。
- 3 I: リッシュウとは立って見えていた、ですね？
- 4 W: そうですね。
- 5 I: 立って見えていた、でいいですね。
- 6 W: 立って監視をしていました。
- 7 I: ¿Cuántos aduaneros estaban? Respuesta: Yo empecé a inspeccionarlo y los aduaneros del equipo móvil que estaban de vigilancia participaron. [税関職員は何人いましたか？ 答え: 私が彼を検査始めて、監視していた機動班の税関職員が参加しました。]

ここでは主に【抜粋 4】における 2 つの点に着目する。1 つ目は通訳人が「本人」のフットイングを取り、聞き返すという行為を行うことによって、専門知識を有する通訳人というアイデンティティが指標される結果となっていることである。そして、2 点目はやはり「本人」のフットイングを

とり聞き返すことによって、主参与者ではないはずの通訳人が主参与者となり、証人の証言を変容させている点である。

3I で通訳人は、証人が用いた「立哨していた」という表現の意味の明確化を求めるために、「リッシュウとは立って見ていた、ですね？」と、「立哨」を「立って見ていた」と言い換えて、「本人」のフッティングで聞き返し、意味を確認している。その後、4W で証人が「そうですね」とリッシュウとは立って見ていた」ことであることを肯定するのだが、通訳人は 5I でさらに、「立って見ていた、でいいですね」と再確認している。3I と同様に、5I でもフッティングを「本人」にシフトさせている。そして、6W で証人は、「立って監視をしていました」と述べ、「立哨」は「立って見ている」というよりは、厳密には立って監視をすることであると述べ、「立哨」の意味の説明を変遷させており、5I での通訳人の 2 回目の聞き返しによって証人の証言内容が変容することにつながったと言える。換言すると、「立哨」を「立って見ていた」や「立って監視をしていました」と言い換えることは、ヤコブソンの 3 種類の翻訳では「言語内翻訳」に該当する。つまり、社会指標性をシフトさせ言及指示テキストの意味を変えずに、言い換えている。本来、この証人尋問は弁護人と証人の双方が日本語話者であり通訳を介す必要がない。スペイン語話者の被告人が聞いて理解できるように通訳人がスペイン語に訳出している。そのため、質問と答えが終わってから通訳をする手順となっていた。よって、通訳人は証人尋問において主要参与者ではなく、原則は質問や証言の宛先人としての聞き手でもなかった。通訳人の訳出の宛先人は被告人である。ここで着目すべきは、本来の参与者ではないはずの通訳人によって税関職員である証人の証言が「立哨していた」から「立って監視をしていた」に変化したことである。つまり、通訳人が本人のフッティングで意味の明確化を求めて聞き返すことによって、証人の証言の変容が引き起こされ、通訳人が法廷談話の展開に影響を与えていることが示されている。

引き続き、この箇所では通訳人が本人のフッティングにシフトし聞き返しを行った箇所、通訳人のアイデンティティが指標されていることについて着目する。通訳人が 3I で聞き返している「立哨」という用語は日常語ではなく、元は軍隊用語であり、一般的には馴染みが薄い語彙である。『大辞林』[第 3 版]によるとその語義は「歩哨などが、その位置を動かずに監視・警戒にあたること」と定義されている。通訳人は 3I で「リッシュウとは立って見ていた、ですね？」と言語内翻訳を施して聞き返していることから、「立哨」という語彙の意味は曖昧であったかもしれないがすでにある程度は把握していたことがわかる。通訳人が 2 回聞き返したことにより、言語内翻訳が繰り返され、6W で証人が「立って監視をしていました」と答えたため、辞書に載っている語義に比較的近い言語内翻訳の意味を確定することに成功している。そして同時に、興味深い点は、理解ができないまたは理解に確信が持てない際に行う「聞き返し」という行為を通訳人が行うことによって、物事が理解できない能力不足の通訳者というイメージが喚起されるのではなく、逆に、「立哨」という専門用語を同定する能力があり、その語義に関してもある程度知識を有しているプロ法廷通訳者としてのアイデンティティが喚起されている点である。またこの裁判員裁判では、一般市民である裁判員が参加していた。裁判員の中には「立哨」という専門用語を確実に理解できなかった人もいた可能性が想定される。そのような裁判員にとって、

通訳人が本人のフッティングで聞き返しという行為を行ってくれたおかげで、「立哨」という用語が、「立って監視をする」ことだと明らかになった。こうして、この聞き返しは、前述したゴフマンの参与枠組みが示すとおり、法廷談話実践において、話し手と聞き手のみならず、裁判官・裁判員という「オーディター（宛先人ではない是認された聞き手）」が重要な参与者として存在し、それぞれが異なるかたちでコミュニケーションに複層的に参加していることを指し示す出来事ともなっている。

本項での議論をまとめると次のとおりである。通訳人が「本人」のフッティングにシフトして、「立哨」という言葉の意味を確認するために聞き返しを行ったところ、通訳人の意識は言及指示機能に焦点化されていたのだが、プロフェッショナルで高度な専門語彙の知識を有する通訳人というアイデンティティが指標されるという社会指標的テキストが生起した。そして、日本語で行なわれる証人尋問を、非主要参与者として「宛先人ではない是認された参与者」である被告人の理解を助けるために逐次通訳をしている間に、本人のフッティングにシフトして聞き返しを行った結果、証人の証言を変容させるにいたった。さらには、通訳人が証人に「立哨」の意味について聞き返したことにより、宛先人ではない是認された参与者である裁判員の理解にも影響を与えた可能性があることが示された。

4. 考察とまとめ

本稿では、スペイン語通訳を介した裁判員裁判における談話の抜粋を取り上げ、翻訳理論や言語人類学のコミュニケーション理論である言及指示機能と社会指標的機能、言語イデオロギー、参与枠組みとフッティングなどの理論的枠組みを援用して談話を分析した。

起点テキストはポルトガル語の干渉がみられるスペイン語らしき言語で書かれていたメッセージが、目標テキストでは標準日本語に翻訳されていた書証では、翻訳理論の標準化進行の法則 (Toury, 1995) が明らかにみられた。標準日本語に翻訳された書証は、原文の社会指標性を抹消していたため、言及指示の次元では等価な訳出であったが、社会指標性の次元では等価な訳出は達成されていなかった。この事例からも、通訳・翻訳とは、言及指示テキストに焦点化してなされるものであることが明らかになった。そして、通訳・翻訳の困難は、言及指示テキストと共起する社会指標性における等価を保持した訳出に宿っていることが示唆された。また、通訳人は、その標準日本語に翻訳された書証が被告人質問で弁護人によって読み上げられた際、原文であるポルトガル語の干渉がみられるスペイン語のメッセージをそのまま読み上げるという「発声体」のフッティングをとった。「発声体」になることによって、誤訳であると指摘される危険を回避し、起点テキストと目標テキスト間の同一性を再帰的に強化し、社会指標的等価性の欠如を隠蔽し、法廷で支配的な標準語中心主義的言語イデオロギーや単一言語使用イデオロギーの強化に無意識的に貢献してしまっている可能性が示された。翻訳における標準化進行の法則と標準語イデオロギーは高い親和性がみられた。他方、通訳人が「本人」となり言及指示的意味の明確化を求めて聞き返しを行った際は、言及指示テキストに意識が集中していたにもかかわらず、様々な相互行為テキストが生起し、聞き返した「立哨」の言及指示

的意味を成功裡に確認しただけではなく、通訳人のアイデンティティが指標されたり、証人尋問で質問者と回答者以外の是認された傍観者である裁判員らが「立哨」という用語に理解を深めたりする助けとなっていた。

本稿では、翻訳理論と言語人類学のコミュニケーション理論を援用してスペイン語通訳を介した法廷談話を分析し、通訳を介した相互行為も言及指示機能と社会指標性によって「言われたこと」のみならず、話し手や書き手のアイデンティティや態度など多層的な意味が生み出されていることが同定された。今後、法廷通訳研究においても言及指示的意味のみならず社会指標性によって喚起される様々な意味を意識的に取り上げ、考察することに意義があるのではないだろうか。

参考文献

- Baker, M. (1996). Corpus-based translation studies: Challenges that lie ahead. In H. Somers (Ed.). *Terminology, LSP and translation* (pp. 175-186). Amsterdam: John Benjamins.
- Bell, A. (1984). Language style as audience design. *Language in Society*, 13(2), 145-204.
- Berk-Seligson, S. (2002[1990]). *The bilingual courtroom*. Chicago: University of Chicago Press.
- ベルマン, A. (2008). 『他者という試練: ロマン主義ドイツの文化と翻訳』(藤田省一・訳). みすず書房. [原著: Berman, A. (1984). *L'épreuve de l'étranger: Culture et traduction dans l'Allemagne romantique: Herder, Goethe, Schlegel, Novalis, Humboldt, Schleiermacher, Hölderlin*. Paris: Éditions Gallimard].
- Blommaert, J. (2005). *Discourse: A critical introduction*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Eades, D. (2008). Language and disadvantage before the law. In T. M. Turell & J. Gibbons (Eds.), *Dimensions of forensic linguistics* (pp. 179-195). Amsterdam: John Benjamins.
- Goffman, E. (1981). *Forms of talk*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Hale, S. B. (1997). The treatment of register variation in court interpreting. *The Translator*, 3(1), 39-54.
- Hale, S. (2002). How faithfully do court interpreters render the style of non-English speaking witnesses' testimonies? A data based study of Spanish-English bilingual proceedings. *Discourse Studies*, 4(1), 25-47.

- Hale, S. B. (2004). *The discourse of court interpreting: Discourse practices of the law, the witness and the interpreter*. Amsterdam: John Benjamins.
- Hale, S., & Gibbons, S. (1999). Varying realities patterned changes in the interpreter's representation of courtroom and external realities. *Applied Linguistics*, 20(2), 203-220.
- Haviland, J. (2003). Ideologies of language: Some reflections on language and U.S. law. *American Anthropologist*, 105(4), 764-774.
- Jakobson, R. (1960). Closing statement: Linguistics and poetics. In T. A. Sebeok (Ed.), *Style in language* (pp. 350-377). Cambridge, MA: MIT Press.
- 小山亘 (2011). 『近代言語イデオロギー論: 記号の地政とメタ・コミュニケーションの社会史』三元社.
- 小山亘 (2012). 『多言語性とは何か: 現代社会言語学、そのイデオロギー性と文化実践』(草稿).
- Kroskrity, P. V. (Ed.). (2000). *Regimes of languages*. Santa Fe, NM: School of American Research Press.
- Lakoff, R. T. (1975). *Language and woman's place*. New York: Harper & Row.
- Leung, E., & Gibbons, J. (2008). Who is responsible? Participant roles in legal interpreting cases. *Multilingua Journal of Cross-Cultural and Interlanguage Communication*, 27, 177-191.
- Mertz, E. (1994). Legal language: Pragmatics, poetics, and social power. *Annual Review of Anthropology*, 23, 435-455.
- O'Barr, W., & Atkins, B. K. (1980/2011). "Women's language" or "powerless language"? In J. Coates & P. Pichler (Eds.), *Language and gender: A reader (2nd ed.)* (pp. 451-460). Malden, MA: Blackwell. (Reprinted from *Women and language in literature and society*, pp. 93-110, by R. Borker, N. Furman, & S. McConnell-Ginet, Eds., 1980, New York: Praeger)
- Reddy, M. (1979). The conduit metaphor: A case of frame conflict in our language about language. In A. Ortony (Ed.), *Metaphor and thought* (pp. 284-324). Cambridge: Cambridge University Press.
- Roy, C. B. (2000). *Interpreting as a discourse process*. New York: Oxford University Press.
- Schieffelin, B., Woolard, K. A., & Kroskrity, P. V. (Eds.). (1998). *Language ideologies: Practice and theory*. Oxford: Oxford University Press.
- Silverstein, M. (1976a). Shifters, linguistic categories, and cultural description. In K. H. Basso & H. A. Selby (Eds.), *Meaning in anthropology* (pp. 11-55). Albuquerque, NM: University of New Mexico Press.

- Silverstein, M. (1976b). Hierarchy of features and ergativity. In R. M. W. Dixon (Ed.), *Grammatical categories in Australian languages* (pp. 112-171). Canberra, ACT: Australian Institute of Aboriginal [and Torres Straits Islander] Studies.
- Silverstein, M. (1979). Language structure and linguistic ideology. In P. R. Clyne, W. F. Hanks & C. L. Hofbauer (Eds.), *The elements: A parasection on linguistic units and levels* (pp. 193-247). Chicago: Chicago Linguistic Society.
- Silverstein, M. (1981/2001). The limits of awareness. In A. Duranti (Ed.), *Linguistic anthropology: A reader* (pp. 382-401). Malden, MA: Blackwell. (Reprinted from *Sociolinguistic working paper No. 84*, 1981, Austin, TX: South East Educational Development Laboratory)
- Silverstein, M. (1992). The indeterminacy of contextualization: When is enough enough? In P. Auer & A. di Luzio (Eds.), *The contextualization of language* (pp. 55-76). Amsterdam: John Benjamins.
- Silverstein, M. (1993). Metapragmatic discourse and metapragmatic function. In J. A. Lucy (Ed.), *Reflexive language: Reported speech and metapragmatics* (pp. 33-58). New York: Cambridge University Press.
- Silverstein, M. (2003). Indexical order and the dialectics of sociolinguistic life. *Language & Communication*, 23, 193-229.
- 瀧本真人 (2007). 「聞き手・話し手としての通訳者: ミーティングにおける通訳場面の一考察」『通訳研究』第 7 号, 205-218 頁.
- Toury, G. (1995). *Descriptive translation studies and beyond*. Amsterdam: John Benjamin.
- Wadensjö, C. (1998). *Interpreting as interaction*. New York: Longman.
- 吉田理加 (2007). 「法廷相互行為を通訳する: 法廷通訳人の役割再考」『通訳研究』第 7 号, 19-38 頁.
- 吉田理加 (2008). 「法廷通訳人のフッティング」『通訳研究』第 8 号, 113-131 頁.
- 吉田理加 (2014). 「法廷通訳と言語イデオロギー: 通訳を介した法廷談話の言語人類学的考察」立教大学異文化コミュニケーション研究科博士学位申請論文(未公刊).